Keio Associated Reposi	ciated Repository of Academic resouces Title タイ国ソンクラーの呉氏の墓碑と神主について					
Title	タイ国ソンクラーの呉氏の墓碑と神主について					
Sub Title	On the tombstones and ancestral tablets of the Wu Family of Songkhla in south Thailand					
Author	木村, 宗吉(Kimura, Sokichi)					
Publisher	三田史学会					
Publication year	1970					
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.3 (1970. 12) ,p.71(465)- 109(503)					
JaLC DOI						
Abstract	It is well-known that a large number of Chinese left their native land and emigrated to the Southeast Asian countries, largely due to the upheavals associated with the transition from the Ming dynasty to the Ching. However, it has recently been noted that such Chinese refugees or their descendants were not only engaged in trade, commerce and so forth, but also that some of them attained political power in Southeast Asian countries from the latter half of the 17th century to the latter half of the 18th century. Among these, Dr. Chen Ching-ho noticed in his article that Mac-=\( \frac{2}{3} \) of-Ha-tien \( \frac{7}{4} \) (in the Malay -po. \( \frac{2}{3} \) of Ha-tien \( \frac{7}{4} \) (in the Malay -po. \( \frac{2}{3} \) of Orghtan (and the Malay -po.) \( \frac{2}{3} \) of Ha-tien \( \frac{7}{4} \) (in the Malay -peninsular region of present-day Thailand were contemporaries who were supported by groups of their fellow Cantonese. Teochiu, Hakka and Fukien countrymen, respectively. Of these four men, the first three have already been the object of considerable scholarly research. But so far, little research has been done on Wu Jang. Wu I-lin \( \text{RIS} \) was the first man to make an on-the-spot investigation of the tombstones and Shenthu \( \frac{2}{3} \) or the Topography of Songkhta, by Wu I-lin (published in Taipei in 1968). The author of the present article also investigated the tombstones and ancestral tablets of the Wu family at Songkhla in August of 1969, compared his own observations with those of Wu I-lin, and noticed certain problems. According to Phongsawadan Muang Songkhla, or the Chronicle of Songkhla, by Phraya Wichiankhiri (Chom-the eighth of the Wu family governors of Songkhla), Wu Jang emigrated to Songkhla from Fukien Province in 1750. He worked in and around Songkhla as a vegetable gardener, fisherman, and merchant, and won favor with the populace of Songkhla. In 1767. Ayutthaya, the capital, was captured and sacked by Burmese invaders. Subsequently, Cheng Chao, or Phraya Taksin, repelled t					

	transliteration of his Thai name, Net; the names of all his brothers are also composed in this manner. The above-mentioned examples are merely a few among the many in this category. Generally speaking, from the great-grandchildren of Wu Jang downward, Thai names occur with increasing frequency. Wu Jang and his group came to Songkhla from China as agricultural emigrants during the last period of the Ayutthaya dynasty, when Siam was in chaos. Since Wu Jang was appointed governor of Songkhla, his family and descendants were dedicated servants of the successive Thai kings, and various titles were conferred upon them. Consequently, the Wu family were rapidly assimilated into Thai society, although part of the Wu family did attempt to preserve their Chinese cultural heritage. It seems that in general, assimilation was already well under way in the days of Wu Jang's great-grandchildren, and the Chinese cultural identity of the family eventually disappeared. Finally the author sincerely hopes that the tombstones of the Wu family will be restored as soon as possible, since some of them are already in ruins. The author wishes to express his gratitude to Dr. Chen Ching-ho of the Chinese University of Hong Kong, who offered valuable suggestions and guidance, regarding Fukienese pronunciation; to Mr. Tan Yeokseong, who lives in Singapore and supplied valuable information; to Professor Chin You-di, the Head of the Archaeological Section of the National Museum in Bangkok, and Mr. Arphorn Na Songkhla (a descendant of Wu Jang) of the Conservation Laboratory of the National Museum in Bangkok, who supplied valuable information; to the venerable Mr. Phraya Aphirak Ratchautthayan, the third son of the eighth governor of Songkhla, who lives in the suburbs of Songkhla city and permitted the author to inspect and photograph the ancestral tablets; and to Mr. Suchat Rattanaprakan, who also lives in Songkhla and offered a great deal of useful advice concerning the investigation of the tombstones in Songkhla. However, the author himself m
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19701200-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# イ国ソン クラーの呉氏の墓碑と神主について

木 村 宗 吉

四、若干の問題三、呉氏の墓碑と神主一、タイ文史料と従来の諸研究

五

### 、はじめに

鄭玖が建設した河仙鎮、広東省梅県の客家出身である羅芳伯がボルネオ西部に設立した蘭芳公司、 るいはその子孫の中には、単に普通の商業・貿易等の面で活躍したのみならず、移住地に集団的に定着し、独立的政権を それぞれ各地で活躍したことは、華僑史上よく知られた事実である。しかし、この時期に東南アジアに出て来た華人、あ 血児である鄭昭が開いたタイ国のトンブリー王朝、 樹立し、それを維持した例がかなりあることが、近年とくに注目されている。中でも顕著な例は、 明末から清初にかけて、 勿論、以上四つの政権の成立事情、 明清両王朝の交替にともなう混乱を避けて、非常に多数の中国人が東南アジア諸国に移住し、 性格等は異なるが、 福建華僑の呉譲がマライ半島部のソンクラーにきずいた地方政権等で いずれも華僑あるいは華裔の建設した政権であり、 広東省雷州の人である 潮州華僑と暹女との混 華僑史

タイ国ソンクラーの呉氏の墓碑と神主について

(四六五)

七二

呉氏について述べたい。 上重要な問題であることは論をまたない。これら四つの政権のうち、鄭氏、 が各方面から論考を加えているが、ソンクラーの呉氏については、まだ、まとまった研究が比較的少ないので、以下私は 羅芳伯、鄭昭については、つとに内外の学者

おこなったり、あるいは商業に従事し、衆人に人望があった。一七六七年、アユタヤー王朝が滅亡し、ついで史上に名高 政権の一つであるナコーン・シータムマラート Nakhon Sithammarat を破り、ソンクラーに駐軍した。 このとき呉譲は 地方はアユタヤー王朝の旧王族あるいは旧臣が自立して分裂していた。鄭昭は小暦一一三一年(一七六九)、それらの独立 い鄭昭がビルマ軍を撃退して登位し、トンブリーを都としたが、当時の鄭昭の勢力範囲はタイ国中部にすぎず、その他の 七五〇、乾隆十五年)に、現在のタイ領マライ半島東岸のソンクラー Songkhla に入植し、以来、菜園を営んだり、漁業を 呉譲は引き続きソンクラー太守の地位を維持した。以来その子孫は、第八代太守がラーマ五世の時代に位を退くまで、約 第三子文臣を首都に召して近侍となし、呉譲は以後、税と貢物を納めて鄭昭に忠勤を励み、小暦一一三七年(一七七五)、 鄭昭に忠節をつくし、ソンクラー湖中のコ・シー Ko Si、コ・ハー Ko Ha(四島、五島の意)の燕窠の徴税権を求めて許 百二十年にわたって太守の地位を世襲し、ソンクラーを統治した。このように、一華僑とその子孫が、 ソンクラー太守に封ぜられ、ルワン・スワンナキーリーソムバット Luang Suwannakhirisombat の爵号を賜わった。 し、呉氏の墓碑、神主(位牌)ならびにタイ文史料により、呉氏の世系について考察を加え、また若干の問題に言及したい。 って半独立的地方政権を維持したことは、タイ国華僑史上注目に値する。以下私は、呉氏に関する従来の研究を紹介検討 七八二年、鄭昭が弑せられ、チャオプラヤー・チャクリー Chaophraya Chakkri が登位してラーマ一世となったが、 福建省漳州府海澄県を原籍とする呉譲は、 燕窠の徴税人としてルワン・インタキーリーソムバット Luang Inthakhirisombat の爵号を得た。鄭昭は呉譲の 「ソンクラー年代記」(後述の「年代記A」) によると、小暦一一一二年 かくも長期にわた

# 一、タイ文史料と従来の諸研究

する三種の同名の年代記である。以下、それぞれ、「年代記」A、B、C、と略称する。 呉氏に関するタイ文史料としてあげるべきものは、 「ソンクラー年代記」(Phongsawadan Muang Songkhla)と題

- ー太守となったチョム・ナ・ソンクラー Chom Na Songkhla。第一代から第四代太守までのソンクラーの地方史であり、(2) また呉家の家史でもある。 (一)「年代記A」。「史料集成」(Prachum Phongsawadan)の第三巻に収められており、著者は、第八代ソンクラ
- 四八頁) 葬儀などの際に関係者に配られる所謂頒布本(Nangsu Chaek)として刊行されてきた。最近の版では、 Sisamantratnayok (ジェン・スワンナパトム Yen Suwannapathom)。本書は、「史料集成」には収録されておらず、 時代をあつかっている。著者は、プラヤー・サワットキーリー・シーサマントラート ナー ヨック Phraya Sawatkhiri (一九五八) に刊行されたものがあり、この本の第一部 (一—三一頁) は、前記の「年代記A」であり、第二部 (三二— (二)「年代記B」。これは、 が「年代記B」である。以下私は、この版をテキストとして頁数を示す。 「年代記A」の続編ともい うべき ものであり、第五代太守から最後の第八代太守までの 仏暦二五〇一年
- 頁)に分かれている。第五代太守となったブンサン Bunsang が第一部を小暦一二〇七年(一八四五)に、第二部を小暦 一二二一年(一八五九)に書いたとある。本書は、大体第二代太守文輝の治世の終り頃までは、ほとんど年代を欠く。 (三) 「年代記C」。「史料集成」の第五三巻に収められており、本書は第一部(一—三九頁)と第二部(四〇—一〇一

かつて許雲樵氏は、氏の「北大年史」 (南洋研究叢書之一、一九四六年)中に、 「年代記A」を引用され、また、呉家

(「宋卡紀年訳註」 料がなければ、 氏が前記の両書に於て述べられているところから判断すると、氏は、ソンクラーに於ける呉家の墓碑によって華名に還原 0) させたのである。 紹介されなかったので、どのような墓碑が現存するのか、そのへんのことは全くわからず、ために実地調査の必要を感じ ている。 すなわち、 ハオ・ジアン Hao Yiang と書かれているが、 簡略な系図を作成して掲載された。 暹名は勿論、 譲 「年代記A」に出て来る華名は、福建音をタイ文字で表記しているのであるから、墓碑や神主のような他の史 正確に華名に還原することができないのである。たとえば、 が正しいことは、 華名でも墓碑によって確かめられないものは、タイ文字で書かれた音を漢字に音訳されたようである。 南洋学報第八巻第一輯、 後述のように、 その後許氏は、「年代記A」の全文を華訳して紹介され、同様な系図を掲載された 一九五二年)。系図中の人名は、華名も暹名も、すべて漢字で記されている。 「譲」という字は墓碑にないので、許氏は、「陽」、すなわち呉陽と書かれ 神主によってわかるのである。許氏は、呉家の墓碑そのものについては 始祖の呉譲という名前は、「年代記A」では

其名字都是華文訳音、 作 足以証明、 都根拠許雲樵先生在北大年考証六七年所得、 B」により、第一代から第八代太守までの事績を概説したものである。夏鼎勲は、 その後、 「閩僑呉陽及其子孫」 一九六一年、 (呉) 現在把它還原為華文。這三代的名字、 (一三四—一三九頁、二五四—二五八頁) が掲載されている。 バンコクで、「泰国福建会館成立五十週年新址落成紀念特刊」が刊行され、その中に、 自第四代起的泰化己経有相当的程度了。」(一三五頁)と言う。 相信不会有錯。三代以後、 如呉陽、 文輝、 如綿、 文耀、 村、 匿、 天鍾、 「呉陽及其子代孫代、 参……等、 これは、 天生、文爽……等、其華文原文 「年代記A」と「年代記 則係根拠泰語訳音、這 在泰国史籍中、 夏鼎勲訳

民国駐宋卡領事であり、 台湾商務印書館から、 数年間の在任中に、 呉翊麟著「宋卡誌」(人人文庫七一三)が出版された。著者の呉翊麟氏は、 呉家の墓碑や神主を調査して、その世系やソンクラーの地方史を研究され 元中華

氏の た。 於ける今回の 楼直氏や郭順宗氏には、 ttanaprakan) 定が正しいか否か、 であるとは言えない。 さずに断定されることがある。これには色々の理由が考えられるが、そのような断定が、 が書かれているところと、 いるが、 0) 齢のプラヤー・ に発表されたのは、 り明らかになり、 「宋卡誌」をまとめられたのである。氏の研究の結果、 私は一 調 呉翊麟氏の著書があるにもかかわらず、 査には、 九六九年八月、 実際には「皇清侍贈呉門劉孺人墓」であるような場合は、以下訂正したものを書く。 特に呉家の家史に詳しい篤学の士である閩裔の郭順宗氏(スチャート・ラッタナプラーカーン氏 調査は短期間であり、 が在住されているので、 多少訂正すべきところがある。 アピラック・ラーチャウッタヤーン氏 また、 判断できない場合は、氏の説をそのまま紹介し、今後の調査・研究にまちたい。三、最後に、 呉翊麟氏であるといってよい。 何故なら、 ある場合、 ソンクラーに於て呉家の墓碑や神主等を調査し、呉翊麟氏が書かれているところと比較検討 その結果、 私が読んだものと、 印刷された史料がなくても、 そのような点について、 ある程度の見当がついているのではなかろうかと思うからである。 新たに考えるべき問題も生じたのである。 呉翊麟氏自身書かれているように、 私が、 両方をあげて詳述する。二、呉翊麟氏は、 碑文のわずかな誤読、 が、 またこの問題をとりあげるのは、 Phraya Aphirak Ratchautthayan (呉楼直氏) タイ文史料の誤りや、タイ文史料のみではわからぬ事実が、 地元のソンクラーには、 十分に精査することができなかった。そこで、 おそらく呉家には、言い伝えや文書などがあり、 たとえば、 両氏から得るところ大であったようである。 このように、 氏が「皇清侍贈呉門劉氏墓」と書かれる 第八代ソンクラー太守の第三子である高 次のような理由による。 必ずしも根拠のない単なる想像 まま、 実地調 重要な誤りについては、氏 タイ文史料等の出典を示 査に基づく研究を最 私のソンクラー P Suchat Ra-ソンクラー 一、呉翊 前記の か 17

タイ国ソンクラーの呉氏の墓碑と神主について

問題に

ついて述べ

たい。

ソ

ンクラーに於ける私の調

査にあたり、

バンコクの国立博物館に勤務されている考古学者のチン・

七五

ユーディ

同

じく国立博物館につとめられている呉家の一族であるアーポーン・ナ・ソンクラー氏、また前記のプラヤー・アピラック ラーチャウッタヤーン氏ならびに郭順宗氏に大変お世話になった。ここに記して謝意を表する。

## 三、呉氏の墓碑と神主

ン 山 四つの墓を、呉家のものとして記されている。 の東岸にある。 現在のソンクラー市街は、ソンクラー湖 (Khao Laem Son) の麓に、山を背にして湖に面してたてられている。呉翊麟氏は、そのほか、東岸の各地にある その対岸のホワ・カオ部落 (タレーサープ・ソンクラー Thalesap Songkhla)が海に連接する湖口近く (Ban Hua Khao) に、呉家の墓地があり、全部で十七の墓が、 レーム ・ソ

碑番号をつけている。 三頁、呉讓及其子孫之墓碑及牌位集録)。 呉翊麟氏は、 ホワ・カオ部落の、向って一番右の墓 東岸にある四つの墓は、 したがって、第十八号から第二十一号までである(「宋卡誌」一〇三一一一 (呉譲の長子、文輝の墓)を第一号とし、順次、第十七号までの墓

ク・ラーチャウッタヤーン氏の邸内に、六個の神主が安置されている。私は郭順宗氏に伴われて氏をおたずねし、神主を 次に神主について述べると、ソンクラーの郊外に住まわれている、 前述の、第八代太守の第三子、プラヤー・アピラッ

実見し、撮影させていただいた

0) 説明に便利なような順序でおこなう。 以下私は、呉翊麟氏の墓碑番号、神主番号を付して、逐一検討する。ただし、墓碑第一号から順番におこなわず、世系

(墓碑第二号)

西

顕考士侃呉公墓

六男戊成耐塟

興

孝男文輝天成 次房孫志生立

の故郷を示す。士侃は呉譲のあざな、乾隆五十四年已酉は一七八九年。との 墓の、向って右から二番目のものである。墓石の頭部にみえる西興は、呉譲 墓碑と比較すべきものは、次に示す呉譲の神主である。 「墓碑第二号」は、呉譲の墓碑であり、レーム・ソン山の麓にある呉家の

(神主第一号)

(正面)

顕考語授暹羅国昭丕雅栄禄大夫秉直呉府君神主

孝男文耀文臣玉成等仝奉祀

(四七二) 七七

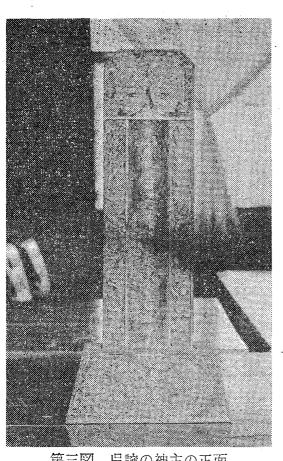
(内面)

行二乳名讓官享寿六十八歳

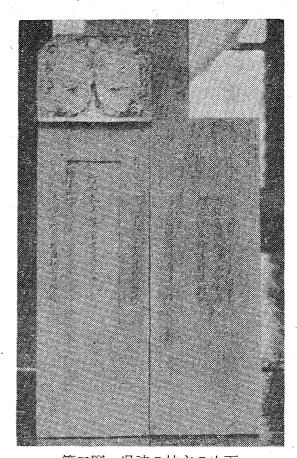
卒於乾隆四十九年九月初二日卯時

原籍漳郡澄邑山塘人氏

生於康熙五十六年十二月廿六酉時



第三図 呉譲の神主の正面



第二図 呉譲の神主の内面

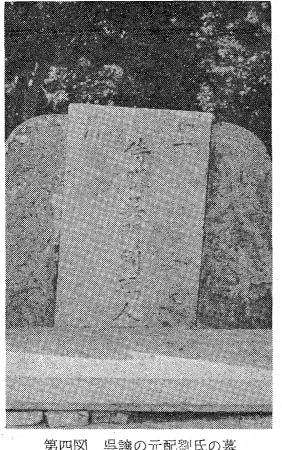
附塟宋脚瑁底山壬丙兼亥巳分金辛亥辛巳定穴

の部分をはずすと、内部に墨書がみえる。神主の正面には、前記のような文字が刻まれており、

る。生年の康熙五十六年は一七一七年、歿年の乾隆四十九(ヨ) は、 譲の原籍は、 年は一七八四年、享年六十八歳。 すなわち次男の意味である。 をおくられたという記事はない。行二とは、排行の二番目、 あるが、タイ文史料に関するかぎり、呉譲が賜わった爵位 の最高の爵位であるチャオプラヤー のあとに男子の尊称として「官」の 字をつ ける 習慣 があ 正面に刻まれている「昭丕雅」は、当時のタイ国の貴族 前述のようにルワン Luang であり、チャオプラヤー 福建省漳州府海澄県山塘鄉西興村。 乳名は譲官、福建人には、名 神主と墓碑によると、呉 Chaophraya 神主の内 の意で

脚瑁底山」とは、 面には、風水説による墓の位置を示す文が墨書されているが、呉翊麟氏の著書には、この文はみえない。この文中の「宋 である。 後述のように、レーム・ソン山は、このほか、ホワカオ山(Khao Hua Khao)という別名を持つ。 ソンクラーのボートェーイ山 (Khao Botoei) の意であり、ボートェーイ山は、レーム・ソン山の別名

を戊成といったことがわかる。「墓碑第二号」は、神主にある呉譲の歿年とくらべると、歿後五年にたてられたものであ Bunsin、第四子をティエンセーン Thianseng、第五子をヨックセーン Yokseng といった、とある。しかし、墓碑と すようである。第六子戊成は夭逝したらしく、 る。この墓碑に、次子文耀の名がみえないのは、 神主によると、実は呉譲には六子あり、長子を文輝、次子を文耀、第三子を文臣、第四子を天成、第五子を玉成、 年代記A」によると、呉譲には五子あり、長子をブンフィ Bunhui、次子をブンヒョ Bunhieo、第三子をブンシン 「墓碑第二号」がたてられた時にはすでになく、父の墓に合葬されたので 後述のように、文耀が、この墓碑がたてられる以前に死去したことを示 第六子



清

ある。

(墓碑第三号) 皇

侍贈呉門劉

(正面)

神主第二号)

タイ国ソンクラーの呉氏の墓碑と神主について

(四七三) 七九

語贈顕妣 二 申徳呉府劉孺人神主 男 文文 耀輝 天成 茂成 仝奉祀

(内面)

薨于乾隆□十五年□□□ 薨于乾隆□十五年□□□□□	
---------------------------	--

母

西

(墓碑第十四号) 乾隆伍拾年強春

呉門淑慈荘氏塋

興

男天成 等全立石

真中、次子文耀が長子の右側、第三子文臣が長子の左側になっている。呉家の墓碑の立石人は、大体とのような配列で刻 ろう。通常、墓碑の立石人は、長子以下、右から左に向って順次刻されるのが普通であるが、この墓碑では、長子文輝が 子の代、すなわち二世の名は、 「墓碑第三号」は、呉譲の墓碑の向って左側にあり、立石人からみて、当然、呉譲の元配の劉氏の墓碑である。呉譲の 「文」ではじまるのが正しく、立石人の文成と文振は、それぞれ、前述の天成と玉成であ

比定が困難になる。 されている場合が多い。しかし、立石人の名前が多く、それらの長幼の順序を比定し得る他の史料がない場合は、当然、 なお、 この墓碑は、墓石が少し沈下しており、「劉孺人」までしか読めず、 呉翊麟氏が記している

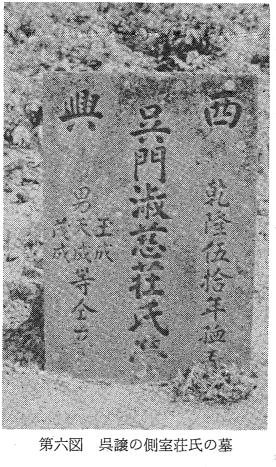
にみえる第六子戊成は、 神主第二号」は、 呉譲の元配劉氏の神主であり、正面に、 劉氏の神主では、茂成となっている。 呉譲の六人の子の名前すべてが刻されている。 内面に墨書されている劉氏の生年と歿年を示す文字は、 呉譲の墓碑

るところを、そのまま記した

脱がはげしく、よく読めなかった。呉翊麟氏が書かれてい

剶

「墓」の字は、墓石の前の石台の下にかくれて読めなかった。



子なのであろう。そして、文輝、 碑にみえる乾隆五十年は一七八五年。 配劉氏との間に生まれた子なのではなかろうか。 石人の天成、玉成、茂成が、呉譲と荘氏との間に生まれ 年代記A」によると、呉譲は一七五八年、レーム・ソン 「墓碑第十四号」は、呉譲の側室荘氏の墓碑であり、立 文耀、文臣が、 荘氏の墓 呉譲と元

元配 思った。 前述のように五子をもうけたという。したがって、私は、墓碑を知る前は、このパッタルンの女は当然タイ人であろうと タルンの女との間に五子をもうけたというが、文臣は文輝の異母弟である、 の劉氏を、 しかし、 ソンクラーに移住する前、すなわち中国に於て娶ったことについては後述する。「年代記A」は、 側室の荘氏が、 もしこのパッタルンの女であるならば、荘氏もまた華人あるいは華裔であろう。 で商売をはじめ、パッタルン Phatthalung という矛盾した記事もみられる。 の女を娶り、 これに 呉譲は

タイ国ソンクラーの呉氏の墓碑と神主について

(四七五) 八

不然文臣応是文輝和文耀的同母弟。」という。 ついて呉翊麟氏は、「又夏的訳作裏認為文臣是文輝和文耀的異母弟、 但筆者認為除非呉讓另有一第三夫人、並生了文臣、

(墓碑第五号)

西 乾隆伍拾四年歳次己酉春吉

顕考文耀呉公墓

《耀呉公子 長房出嗣子志従 志生全立 清

興

(墓碑第六号)

皇 嘉慶三年戊午花月吉

一品夫人益順蔡氏

清

孝男呉 志従

「墓碑第五号」は、呉譲の次子文耀の墓碑である。この墓碑によると、文耀には四子あり、長子を志従、次子を志生、

述のように、呉譲の墓碑に文耀の名がみえないのは、呉譲の墓碑がたてられる前に、文耀が死去したためではなかろうか 書かれているところを記した。乾隆五十四年己酉は一七八九年であり、呉譲の墓碑 第三子を志来といい、第四子を、呉翊麟氏は志滄と書かれている。「滄」の字は、私にはよく読めなかったが、呉翊麟氏が (第二号) の立石年と同年である。

が志来であったと考えられる。 とあるので、タイ文のティエンチョンは天従であり、ティエンセーンは天生、ティエンライは天来と書かれたことが推測 子をティエンライ Thianlai といい、第四子については記していない。後述する志従の神主の内面には、「考諱天従……」(®) でき、これらは、ともに諱であろう。そして、長子天従のあざなが志従、次子天生のあざなが志生、第三子天来のあざな 「年代記A」は、 文耀には三子あり、長子をティエンチョン Thianchong、次子をティエンセーン Thianseng、第三

墓であろう。 台にかくれていた。蔡益謙と蔡益順は、 兄弟の妻が同じ墓に葬られるということは考えられない。この墓碑も少し沈下しており、「蔡氏」の下は、墓石の前の石 墓碑第六号」は、 妯娌は、 通常、 文耀の墓の向って左側にあり、呉翊麟氏がいわれるように、立石人からみて、文耀の二人の妻の合 兄弟の妻が互いに呼び合う称であるが、また、同一夫に嫁した姉妹をさす場合もあり、また したがって姉妹であろう。嘉慶三年戊午は一七九八年。花月は陰暦二月の異名。

(墓碑第十六号)

西 嘉慶歳次丁卯年桐月吉旦

孝友大夫呉先生

 語 贈

タイ国ソンクラーの呉氏の墓碑と神主について

(四七七)

忠烈大夫呉先生

興

出嗣子文爽

ত্য

立石

男 玉馬 生

男 綿香省

立石

(正面)

(神主第四号)

顕考授暹譜贈昭丕雅忠烈大夫。紹徽呉公之神主

男 綿省 香

奉祀

(内面)

生於乾隆乙未年十弐月初六日庚辰時生

考諱天從諡忠烈大夫行一享寿四十有三

**薨於嘉慶丁丑年十弐月十八日丁卯時薨** 

葬在化口山坐西向東戌山辰兼辛乙分金丙戌丙辰

志従の子であり、のちの第六代太守である。綿という名は、華名ではなく、暹名であり、タイ文では、メーン Men と記 太守である。タイ文では、文爽は、ブンサン Bunsang と書かれている。また、綿は「年代記B」によると、文耀の長子 「墓碑第十六号」の立石人の一人である文爽は、「年代記B」によると、呉譲の第三子文臣の子であり、のちの第五代

されている。「年代記A」によると、文臣と志従が歿したのは、ともに小暦一一七九年(一八一七)。以上により、この墓

が文臣と志従の合墓であることがわかる。

は、 志従の歿した月が十二月であるならば、実際にこの墓がたてられたのは、嘉慶丁丑の翌年以降であろう。 かった。諱の天従は、前述のように、タイ文史料にいうティエンチョン。墓の位置を示す文中にみえる化口山とは、ホワ カオ山、すなわちレーム・ソン山を示す。生年の乾隆乙未は一七七五年。歿年の嘉慶丁丑は一八一七年。享年四十三歳。 「墓碑第十六号」の立石年の嘉慶丁卯は、呉翊麟氏がいわれるように、嘉慶丁丑の誤りであろう。桐月は陰暦七月の異名。(立) 「神主第四号」は、志従の神主である。「宋卡誌」によると、「牌位裏面有一条金子、上面刻着:」とあり、「 前記のような内面の文を記されているが、私がこの神主を見た時は、その部分は、別に保存している由で、見られな 呉翊麟氏

### (墓碑第四号)

嘉慶弐年拾月置

孝友大夫呉公墓

の名も、よく読めなかった。「宋卡誌」に掲載されているところを記した。嘉慶二年は一七九七年。 呉翊麟氏は、 「第四墳為孝友大夫呉天成、呉譲第四子之墓」という。どのような根拠に基づくのか未詳。また、立石人(タヒン)

タイ国ソンクラーの呉氏の墓碑と神主について

(四七九) 八五

(墓碑第十五号)

咸豊参年歳次癸丑吉月旦

西

妣一品太君 : 諡 端耿呉先生 之佳城

孝男志女世孫仲悌孝立石

興

妻王氏の合墓であろう。咸豊三年癸丑は一八五三年。 立石人の志礼は、後述するように、呉譲の第五子文振の長子であると考えられる。したがって、この墓は、文振とその

(墓碑第十号)

西 道光丙戌六年

顕妣呉門荘氏墓

長孫光旦等

興

婚未久即寡。及此荘氏死時、二子已長成、並抱孫矣。」という。この文中の志良については、後述する。「婦人の知事」のという。この文中の志良については、後述する。 光丙戌六年は一八二六年。呉翊麟氏は、 長子文成有二子曰福星、曰文旭、但疑福星即志良。次子文振有子志礼為其立碑未提他子。因疑此荘氏為其三子茂成之妻、 荘氏が、誰の妻であるかは未詳。立石人の名も、読めない字があったが、呉翊麟氏が書かれているところを記した。道 「筆者前疑此荘氏為呉讓第二夫人之姪女而適其三子之一。今按呉讓第二夫人所生

### (墓碑第一号)

西

嘉慶壬申花月吉

譜贈忠孝大夫文輝呉先生墓

興 男志 良長 房孫香 生全立石

(神主第三号)

(正画)

皇清顕考宋卡昭丕雅諡忠孝呉公神主

孝男志従等仝奉祀

第七図 呉 文 輝 0)

タイ国ソンクラーの呉氏の墓碑と神主について

八七

(内面)

行長乳名胤官享寿六十有七生于乾隆乙丑年九月廿九日酉時

葬在磨底山坐壬向丙兼子午辛亥辛巳分金

卒于嘉慶辛未年五月十八日巳時

の神主。 の位置を示す文中の磨底山は、ボートェーイ山、すなわちレーム・ソン山。墓碑にみえる嘉慶壬申は、死去の翌年の一八 ると、文輝の生年は、乾隆十年乙丑(一七四五)、歿年は、嘉慶十六年辛未(一八一一)、享年六十七歳。風水説による墓 「墓碑第一号」は呉譲の長子で第二代太守文輝の墓碑であり、呉譲の墓の向って右側にある。 内面の墨書で、呉翊麟氏が、 「行長乳名胤官」と記されているところは、すでに読めなくなっていた。神主によ 「神主第三号」は、文輝

う。 せられたという。呉譲の次子文耀は、文輝にさきだって死去しており、前述のように、文耀の墓碑(第五号)には、「長房 前述のように、 「年代記A」によると、文輝には嗣子なく、歿後、文耀の子のティエンチョン(天従すなわち志従)が第三代太守に叙 もし、これが正しければ、長子文輝の生年は乾隆十年であるから、呉譲は元配の劉氏を中国に於て娶ったことになる。 「年代記A」によると、呉譲は、小暦一一一二年(一七五〇、乾隆十五年)に、ソンクラーに来たとい

譲の第五子)の子であり、文耀の三人の弟の子が、それぞれ名義上、長兄の家をついだのであろうといわれるが、妥当な

出嗣子志従」とあり、文輝の墓碑と神主に、志従の名がみえているので、志従が長兄の家をついだことがわかる。志仁、

志良、志礼について呉翊麟氏は、志仁は文臣(呉譲の第三子)の子、志良は文成(呉譲の第四子)の子、志礼は文振

(墓碑第九号)

嘉慶戊辰荔月吉

呉夫人鄭氏之墓

嗣子志社立

立石人からみて、鄭氏は文輝の妻であろう。嘉慶戊辰は一八〇八年。

(墓碑第十三号)

清同治四年乙丑吉

西

興

タイ国ソンクラーの呉氏の墓碑と神主について

(四八三) 八九

### 男仲孝期服孫宣學立 男中孝朝服孫宣盻立 立

に、 あると考えられる。 呉譲の第五子文振の子であると考えられる。文振とその妻王氏の合墓(第十五号)には、立石人として、子の志礼ととも を記したが、この文に誤りなければ、 この墓碑は、 孫の仲孝・仲悌・仲忠・仲信の名がみえているので、 墓前の石台の上に倒れ、 同治四年乙丑は一八六五年。 呉翊麟氏がいわれるように、これは志礼の墓碑であろう。志礼は、(6) 破壊がはげしく、読むことができなかった。 「墓碑第十三号」の立石人にてらして、これは、志礼の墓碑で 「宋卡誌」に掲載されているところ 前述のように、

(墓碑第十一号)

西 嘉慶乙丑春吉

顕考 資政大夫 塋

興 男 力客深生 吉恒燦 · 女 等

この墓碑の立石人の名には、 一部読めない字があった。 「宋卡誌」に掲載されているところを記した。 これが、 誰の

であるかは未詳。

恒・燦・吉、長子深以房孫列名呉文輝之碑上。」という。 呉翊麟氏は、これを、呉譲の第四子文成の子である志良の墓であるとし、立石人については、 前述のように、文輝の墓(第一号)の立石人は、次の 通りであ 「読為深・吝・生・力・

男志良長房孫香生

る。

しかに香は、志従の墓(第十六号)の立石人の一人であり、志従の長子であろう。生については、次の「墓碑第十二号」 を志従の長子、生を志生の子、深を、この「墓碑第十一号」の立石人の一人である深となし、深を志良の長子とする。た に於て述べる。この「墓碑第十一号」については、なお今後の研究にまちたい。 との立石人にみえる房孫について、呉翊麟氏は、 「長房孫香生、次房孫深生」と読まず、香・生・深を三人の名とし、香

(墓碑第十二号)

大清同治六年歳次丁卯吉月穀旦重修

西

顕考。英烈行二栄禄大夫呉先生之佳城

興

タイ国ソンクラーの呉氏の墓碑と神主について

(四八五)

九

承重孫宣和期服孫宣遣合全立石

(神主第五号)

(正面)

顕考授暹国昭丕雅栄禄大夫 諡英烈呉府君之神主

### 孝孫宣和宣達仝奉祀

未知是由天生的子孫拿去供奉、抑是失掉了。」と、記されている。墓碑にも神主にも、志生の子の名はみえず、孫の名だけ(常) が刻されている。志生の孫、すなわち五世の名は、「宣」で、はじまるのが正しい。 六七年。神主について、呉翊麟氏は、「牌位裏面原来也有一条刻着他的生卒年月日的金子、像他哥哥天従牌位裏面那樣的 側の墓石は、文字のある表面が下になっており読めず、呉翊麟氏が掲載されているところを記した。同治六年丁卯は一八 しく、重修年と立石人の刻されている左右の墓石が倒れていた。重修年の方は読めたが、立石人の刻されている向って左 「墓碑第十二号」は、文耀の次子志生の重修墓であり、「神主第五号」は、志生の神主である。この墓も、 崩壊がはげ

〇九年(一八四七)、呉氏歴代太守中、治世が最も長く、約三十年におよんでいる。 「年代記A」によると、第四代太守志生、すなわちタイ文史料でいうティエンセーン Thianseng の歿年は、小暦一二(19)

gsuk との間に男子あり、といい、名は記していないが、その註に、トーンスックはシン Sing (男) の母であるという。 「年代記A」の終りには、「ティエンセーン伝」が付されており、これによると、志生は、元配のトーンスック

呉翊麟氏は、「志生有妻三、元配娘通淑、生子名生。」という。すなわち、氏は、文輝の墓碑にみえる、長房孫猱生の生を(22) はプラーン Prang、バンコクに住んでいた。 concubine of the king)となり、インは、第六代太守メーンの第三夫人となった。また、志生には、第三夫人あり、名 Chan、次をルーク・イン Luk In といい、 チャンはのちラーマ三世の妃 (チャオ・チョーム Chao Chom: a lesser このシンとなすのである。シンについて、呉家には史料があるようだが、「年代記」から、わかるところは少ない。また、 「年代記A」によると、志生の第二夫人は、パッタルンの人で、名はケーオ Kaeo、二女あり、長をルーク・チャン Luk

(墓碑第十七号)

光緒拾珠年歲次辛卯八月旦

西

暹羅国持授昭丕雅諡宣恵呉府君墓

顚

、神主第六号)

(正面)

タイ国ソンクラーの呉氏の墓碑と神主について

(四八七) 九

皇暹特授昭丕雅秩光禄大夫諡宣恵呉府君之神主

## 男宣冰屬宣駛產越孫□裔奉祀

碑にみえる「持授」は「特授」の誤りであろう。 石には、宣列以下、宣産を除く七人の子と、孫および曽孫の名が刻されている。光緒十七年辛卯は一八九一年。 保存されていた。左側の墓石にみえる宣列は、メーンの長子ネート Net であり、ネートは父に先立って死去したが、 たが、「登」ではない。 奉祀人を、 との「墓碑第十七号」は改葬墓であり、現在、真中の墓石しかたっておらず、左右の墓石は、呉楼直(楼勅)氏の邸内に 「墓碑第十七号」は、第六代太守メーンの墓碑であり、 「男宣冰賓宣駛産□煆」と記されているが、私は前記のように訂正した。□にしたところは、よく読めなかっ 神主は釘付けにされており、内面は見られなかった。呉翊麟氏も、内面については、ふれていない。 「神主第六号」は、メーンの神主である。呉翊麟氏は、 なお、 神主の 墓

メーンの元配の名は、スット Sut。メーンとスットとの間には、次のように一男三女があった。 「年代記B」によると、メーンの生年は仏暦二三五八年(一八一五)。歿年は仏暦二四二七年(一八八四)。享年七十歳。

、ネート Net (男)。

二、クリン Klin (女)。

三、クラープ Kulap(女)。ラーマ四世の妃となる。

四、パン Pan (女)。

メーンは、その後、プック Puk とイン Inを娶った。 インは、 前述のように、志生の娘であるから、 メーンとインは、

いとこ同士になる。メーンと、この二人の妻との間には、子女がなかった。

また、メーンと他の側室との間には、次のように、七男七女があった。

一、トン Tong (女)。

二、ルーン Run (女)。

三、ルェーン Roeng (女)。

四、プレーム Prem (男)。

五、クラーム Khlam (女)。

六、アート At (男)。

七、チョーイ Choi (女)。

八、プイ Pui (女)。

九、プリム Prim (男)。

十、 ウワプ Uap (男)。

十一、サーイ Sai (男)。

十二、チゥ Chiu (女)。

十三、トン Thon (男)。

十四、サーン San (男)。

メーンの長子ネートの生年は、仏暦二三七七年(一八三四)。ネートは、のちに副太守となり、父のあとをついで第七代 タイ国ソンクラーの呉氏の墓碑と神主について (四八九) 九五

に、次のように、二男一女があった。 配の名は、パップ Phap、年代記の註によると、パップは志生の子のシンの娘であるという。ネートは元配パップとの間 太守になるべき地位にあったが、父の死去に先立つこと二年、仏暦二四二五年(一八八二)に歿した。享年四十九歳。元

、チョム Chom (男)。のちの第八代太守、すなわち、楼直氏の父の呉登箴である。

二、チューン Chun (女)。

三、エーム Em (男)。

側室との間には、次のように、二男二女があった。

一、アン An (男)。

二、チュム Chum (男)。

三、プイ Pui (女)。

四、ロート Rot (女)。

(墓碑第七号)

丹 嘉慶五年梅月

妣沈母呉氏之墓

(墓碑第八号)

清嘉慶元年ト立

顕考英義沈公之墓

π

巴 溶東 沈男孔 成 凱 全立

之凱及成、応為立母碑之慶生及詔生。其異名者、諒係彼等丁父艱時未娶、用学名、母喪時已娶、用字派名之故。」(2) 次のようにいう。 呉翊麟氏が書かれているところを記し、氏の説を紹介するにとどめる。氏は、第八号の沈英義を第七号の呉氏の夫となし、 墓碑第七号」の立石年と立石人、「墓碑第八号」の立石人と、その上に刻されている文字には、読めない字が多いので、 「第八墓為沈英義墓、呉家快婿。嘉慶元年、子孔・凱・閩・成為其立石。孔即孔生、閩即閩生。 立父碑

から第二十一号までの四つの墓碑は、 以上述べた第一号から第十七号までの墓碑は、 ソンクラー市内の諸寺内、 レーム・ソン山麓の呉家の墓地にあるものである。 およびソンクラーの郊外にある。 次に述べる第十八号

タイ国ソンクラーの呉氏の墓碑と神主について

(四九一) 九七

(墓碑第十八号)

光緒廿一年乙未仲春穀旦

西

授暹諾贈一品夫人 諡 勤慈陳氏 之佳城

孝男登窩 孫楼直立

立石人の登箴は、ネートと元配との間に生まれた長子のチョム、登音は、次子エームである。登箴には四子あり、長子を Suan Tun とよばれる広大な椰子園の中にある。宣列は前述のようにネート、五世の名は「宣」ではじまるのが正しい。 楼棟(夭逝)、次子を楼榜、第三子が楼直、第四子を楼呢といった。登音には三子あり、長子が楼歴、次子が楼質、第三子 との墓は、メーンの長子ネートと元配パップの合墓であり、 ソンクラーの 郊外、楼直氏邸の 近くの スワン・トゥーン

(墓碑第十九号)

が楼掇。光緒二十一年乙未は一八九五年。

呉翊麟氏は、第十九号を、次のように記されている。

西

考諱爾為呉公墓

孝男 □ 亮

そして、 「上碑在宋卡直轄市賽武里路越当夜仏寺旧殿前出口、平鋪為門石。墓地已失所在、諒已火化另供。」という。(22)

ワット・ドーンジャー Wat Donyae に保存されているこの墓碑は、実は呉氏のものではなく、次のような墓

碑である。

しかし、

鶴 **咸豊四年吉旦** 

考諱爾為朱公墓

孝男春亮立石

坑

る。墓碑の文は記されていないが、 大体、呉翊麟氏は「宋卡誌」に、 との墓は次のようなものである。 「鶴坑朱爾為及謝氏墓在上述公務員住宅左另一住宅之後。」(一三九頁)と書かれてい

清同治癸亥歳吉月良再築

タイ国ソンクラーの呉氏の墓碑と神主について

(四九三)

九九

鶴

坑 顕考諱 爾為朱公之佳城

孝男春亮重修理

立石年の咸豊四年は一八五四年。 この朱爾為と妻の謝氏の重修墓にみえる立石年の同治癸亥は一八六三年。 このようなわけで、 「墓碑第十九号」は、呉氏の「墓碑集録」から除かれなければなら ワット・ドーンジャーにある朱爾為の墓碑の

(墓碑第二十号)

ない。

道光丙戌六年

西

顕妣呉門楊氏孺人之墳墓

興 孝女 听娘等全立石

この墓碑は、ソンクラー市内の、 ワット・チャイヤモンコン Wat Chaiyamongkhon に保存されている。楊氏が誰の

(墓碑第二十一号)

大清同治七年戊辰歲吉月立

清譜贈顕妣諡录恵呉門陳氏淑人之墳墓

男宜女婿戚女宣外孫登霧奉祀

の ックとの間に生まれたシンの妻の墓碑である。立石人の宣和は、志生の墓碑(第十二号)と神主(第五号)にみえる志生のとの間に生まれたシンの妻の墓碑である。立石人の宣和は、志生の墓碑(第十二号)と神主(第五号)にみえる志生 孫。 ح の墓碑は、ソンクラー市内の、ワット・サイガーム Wat Sai-ngam に保存されているもので、志生と元配トーンス 登雲と登霧は、それぞれ登箴と登音の別名。同治七年戊辰は一八六八年。

る。 次のようなものがある。 のをいさぎよしとせず、みずからつくった年号であり、たとえば、ヴェトナム中圻会安茶饒東「竜安寺福碑」の年代が なお、呉氏とは直接、 立石人は読めない。 関係がないが、ソンクラー市内のワット・クラーン Wat Klang 内に保存されている一墓碑に、 墓石の頭部に「吾貫」とあり、中央に「玉生林公之墓」、向って 右側 に「天運庚辰仲春置」とあ この「天運」は、明清両王朝交替の時期に、東南アジアにのがれた華僑が、清朝の年号を用いる

(四九五) 一〇一

タイ国ソンクラーの呉氏の墓碑と神主について

「天運甲申年仲秋」である。(※) 史

私が断定を避けたもの。私としては、なお今後の調査・研究にまちたいことを示す。 次に、以上述べた第一号から第二十一号までの墓碑について表示する。括弧をつけたものは、呉翊麟氏の比定であり、

志礼は文振の子。	吳志礼	+   =
文耀の次子。第四代太守。	呉志生	+ =
志良は呉譲の第四子文成の子。	(呉志良)	+
茂成は呉譲の第六子。	(荘氏、すなわち茂成の妻)	+
文輝の妻。	鄭氏	九
(右の夫)	沈英義	八
呉家の女。	沈母呉氏	七
文耀の妻。	察益謙と蔡益順	六
、呉譲の次子。	呉文耀	五.
文成は呉譲の第四子。	(呉文成すなわち天成)	四
呉譲の元配。	劉氏	Ξ
戊成すなわち茂成は呉譲の第六子。	呉譲。戊成祔葬。	_
始祖呉譲の長子。第二代太守。	呉文輝	墓碑第一号

(四九六) 一〇二

	十四四	莊氏		旦	呉譲の側室。	
	+	呉文振と妻王氏	土氏	<b>*</b>	文振は呉譲の第五子。	
	十六	呉文臣と呉志従	芯従	<u></u>	文臣は呉譲の第三子。志従は文耀の長子で第三代太守。	
	十七	呉綿		組	綿は志従の子であり、第六代太守。	
	十八	呉宣列と妻陳氏	<b>厌</b>	宇	宣列は綿の長子。	
	十九	朱爾為		坦	呉氏と直接、関係なし。	
	<u>-</u>	楊氏		<u></u>	呉家の誰の妻であるか未詳。	
	1+1	陳氏		<u>.</u>	志生の子のシンの妻。	
リマ 1ア	に、第一号か	ら第六号ま	での神	第一号から第六号までの神主について表示する。		
·	神主第一号	吳	譲	始	祖 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	い。しかし、「丰弋記B-ょ、第五弋墓碑には、第五代、第七代、第八代太
,	1	<b>劉</b>	氏	呉譲の元	<b>ルートェーイ</b>	の前の墓に納められた、
	1:1	吳文	輝	第二代太	守という。楼直氏邸に安置されている神工	されている神主も、第五、第七、第八
	四	具 芯	従	第三代太	守代太守のものはない。	
	五	呉 志	生	第四代太		へ 「八六元) ご良しこ。
	六	呉	綿	第六代太	字年七十歳前後。元配チュム Chum は、志生の第二夫人ケー守 (一十ナブ) 昭生です。 仏暦二四〇万年 (一万万五) は死した	チュム Chum は、志生の第二夫人ケーチュム Chum は、志生の第二夫人ケー

オの妹。子女はなかった。側室との間には、四男四女があった。長子チュム Chum は、のちの第七代太守である。(②)

タイ国ソンクラーの呉氏の墓碑と神主について

(四九七) 一〇三

側室との間には七男三女があった。 第七代太守チュ ムの生年は明らかでない。 歿年は仏暦二四三一年(一八八八)。元配カム Kham との間には二男三女

年 れた。 タムマラー 与えられた。三年後の仏暦二四四七年(一九〇四)、チョムはソンクラーに於て歿した。享年五十一歳。 たって推進されている時代であり、一八九〇年代になると、 設けられた。 クラーについて、 第八代太守チョム Chom すなわち呉登箴は、 (一八九六)、ナコーン・シータムマラート、ソンクラー、 五年後の仏暦二四四四年 ョマラート Chaophraya Yommarat (パン・スクム Pan Sukhum) が州長として派遣され、 一八八八年、第七代チュムの歿後、 ト州が設けられ、プラヤー・スクムナイウィニット Phraya Sukhumnaiwinit すなわちのちのチャオプラヤ チョムは、なお副州長の地位で留まり、 シンガポールの新聞 (一九〇一)、ソンクラーの政務監督という名誉職について引退し、以後、 「叻報」 ソンクラー太守となった。当時は、ラーマ五世による近代化政策が多方面に (一九○○年五月二日号)は次のように報じている。 前述のようにネートの長子であり、 変革期の州の政務に参加し、チャオプラヤー・ヨマラートに協 パッタルンおよびそれらの属地が合併されてナコーン・シー 州 (モントン Monthon)の設置が始まった。 仏暦二三九七年 州庁がソンクラー (一八五四) 年金八千バートを 十九世紀末のソン 仏暦二四三九 に生

地 規模未経大展、 已経七世、無異唐末之藩鎮、子孫世為留後、迨自前年、 暹羅之宋卡地方、 不復与関政事、 尚属因陋就簡、 向為華員次理、 因正不満于懐。于是特選能員、 東陵遺裔、已無人識故侯家矣。 溯始開藩其地者、 為閩漳海澄人、呉中興奉暹王璽書、 暹王遊歷欧洲之後、奮発為雄、 節度是邦、予以令権、主其政治、而呉督之子孫、遂移居内 将国中政治、 為是邦総督、父子世及、 整頓一新、 因念宋卡 至今

名曰宋城、 至暹王所派之員、其果勇于従政、抵任之後、将各事大加整頓、 建築已久、因無修理、 半就傾圮、 即経該員将城坏去、 摹仿欧洲政治、大概以英国為方針、該埠聞有小寨一 載其磚石至海傍一帯、 築為石磡、 并設碼頭 一座 座

磚屋。又設市鎮通衢、以通貿易、 于起落貨物、而海傍旧有居民、均属結廬而処、該員因出令、 以外又設巡理府、巡捕房、 着其移居他処、 以及海関等署、 因将其岸以沙土填乎。又諭令該処富商、 埠中碼頭、四通八達、并招牛馬車、来往載運

有艾也。」
為政僅逾期月、共成效儼有可観、然則、宋卡之興正未

表する。
てお送りくださったものであり、ここに記して謝意を
以上の記事は、シンガポールの陳育崧先生が筆写し

語の原名であり、太守としての正式な爵号は省略した。を以て終りとしているが、私は、ナコーン・シータムを以て終りとしているが、私は、ナコーン・シータムの政務監督になって引退した年、すなわち一九〇一年の政務監督になって引退した年、すなわち一九〇一年の正位期間は、「年代記B」は、チョムがソンクラーの在位期間は、「年代記B」は、チョムがソンクラーのに、歴代太守の在位期間を表示する。第八代太守

八	七	六	五.	四	=	_	第一代	太守の代数
チ	チ	メ	呉	呉	呉	呉	呉	太
3	ュ	1	文	志	志	文		守
4	ム	ン	爽	生	従	輝	譲	名
一八八八一一八九六	一八八四一一八八八	一八六五一一八八四	一八四七—一八六五	一八一七一一八四七	一八一——八一七	一七八四——八一一	一七七五—一七八四	太守在位期間
八年	(四 年)	(十九年)	千八年	(三十年)	(六 年)	(二十七年)	(九 年)	在位年数

### 四、若干の問題

字輩の下に暹名の音訳を付したもの。(一)は、呉譲、呉譲の六人の子、呉譲の孫の大部分、呉譲の曽孫の仲孝・仲悌・ 述のように、メーンの長子の宣列等。 まず、墓碑や神主にみえる呉氏の名をみると、次の三種類に分けることができる。(一) 華名、(二) 仲義等。 (二) は、呉譲の曽孫の綿や省等で、 宣列は五世の字輩の「宣」に暹名のネートの音訳である「列」を付したものである。 前者はメーン、後者はセーン Saeng の音訳。 暹名の音訳、(三)  $\equiv$ は、前

タイ国ソンクラーの呉氏の墓碑と神主について

ている。36 輩の「楼」に、それぞれ、チョムの次子プロン Prong の音訳である「榜」、第三子ティット る。 ③ the family and across generations in a 同士である。(35) う。しかし、年代記によると、呉譲の曽孫の代頃から、同姓不婚は必ずしもまもられていない。大体、(34) 今後おそらくなくなるであろう。墓碑をみると、呉譲の孫の代までは、ほとんど華名であり、曽孫以後は暹名が多くなる。 いう。 第四子ニ Ni の音訳である「呢」を付して、楼榜・楼直・楼呢としたものにほかならない。 にエームの音訳である「音」を付したものである。また、この墓碑にみえるネートの孫の楼榜・楼直・楼呢も、 名の音訳をつけたものであるか未詳。また、 なわちインが べきである。郭順宗氏によると、呉氏の字輩は二世から始まり、「文志仲宣、登楼作賦、映雪観書、 ことを思わせる。 ムと次子エームである。登箴は六世の字輩の「登」にチョムの音訳である「箴」を付したものであり、登音も、 1 年代記A」によると、 しかし、 ンの墓碑と神主にみえる、 現在は八世、九世の時代であり、七世の That 年代記に記されているところでも、 志生の孫の宣和・宣貴・宣達は、暹名がわからないので、それらが華名であるか、五世の字輩の メーンの側室となっており、 の娘のマーリー Mali は、第七代太守チュムの子のベーン Baenの妻であり、ベーンとマーリーもいとこ かつて G. W. Skinner は、呉家の問題にふれ、"(The great-grandchildren) intermarried within 呉譲の孫である第四代太守志生は華語に通じ、 ネートを含めて八人の子の名も、それぞれ「宣」に暹名の音訳を付したものの 両人がいと

こ同士である

ことは、 「墓碑第十八号」にみえる登箴と登音は、前述のように、 fashion that would have appalled their great-grandfather." 心觉以 「楼」までが墓碑上にみられるが、呉家の一部に伝わる墓碑をつくる習慣も とのような例はまだあり、 中国の習慣をまもり、 さきに述べた通りである。 呉姓同士の婚姻が、 選名の音訳は<br />
福建音で考える Thit の音訳である「直」、 同姓の婚姻を禁じたとい かなりおこなわれてい 礼思孫子」であると また、 ネートの長子のチ 志生の娘自身、す 文爽の子の よう 「宣」に暹 七世の字 一登 あ

受け、 が華裔である鄭昭から太守に封ぜられて以来、その一族および子孫は、タイ国王に忠節をつくし、 呉譲の南来の目的は、移住拓殖であるが、それがたまたまアユタヤー・トンブリー両王朝交替の混乱期にあたり、 年代記によると、 そののち次第に昇進している。このような経歴は、当時のタイ貴族の子弟が、しばしば歩んだ道である。 彼等の多くは、年少のとき、まず国王の近侍となり、 宮廷に於て、将来仕官する者としての訓練を 種々の爵号を受けてい

たしかに、呉家の一部には、後代まで曲がりなりにも中国の習慣を保とうとした意図がうかがわれるが、 呉譲の曽孫の代には、すでに多分に同化が進み、 次第に華僑としての色彩を失ったと思われる。 全体からみる

## 五、おわりに

詳細な系図の作成も将来に期したい。現在としては、 以上、主として呉氏の墓碑について述べたが、墓碑のいくつかについては、なお今後の十分な調査・研究を要するので、 「宋卡誌」に掲載されている系図を参照されたい。

にとって、まず、呉家の世系の検討が必要であると考えたためである。なお、 上にはたした役割は大きい。私が本稿において、墓碑の問題をとりあげたのも、 日も早く墓碑を修復しなければならないと思う。おわりにあたり、種々、 往時のソンクラーは、 タイ国最南の大藩であり、ことに十九世紀中葉頃までの歴代太守ならびにその一族が、 有益な御教示をたまわった陳荆和先生に感謝 現在、 一つには、歴代太守の事績を考察する者 呉家の墓地は非常に荒廃しており、 タイ国

Ħ

の意を表する次第である

第四十巻第二・三号、一九六七年、一四九―一五四頁参照。(1) 陳荊和、河仙鄭氏の文学活動、特に河仙十詠に就て、史学

デートが渡りしいで渡って乗り返れて軍りしいが学 あり、ナは at の意。

 $\frac{2}{2}$ 

ナ・ソンクラーは、

呉氏がバンコク王朝から賜わった姓で

(3) 呉譲の乳名が譲官、呉譲の長子文輝の乳名が胤官であり、

タイ国ソンクラーの呉氏の墓碑と神主について

五〇一〇 10十

らも福建俗語で、社会地位の高い名望家または富裕の人士を指 呼のうち、 という形式で記されており、上引の銀礼納入の各単では各郷職 明香社関係の碑文には見えないので、実際的には明香社の戸籍 姓名の記載方法がきわめて特殊なことである。こういう称呼は 述べられ、次のように書かれている。「これらの単を見て、ま 祖が順化で正式に即位して、たてられたものである)三月二十 なわち嘉隆元年にあたるが、嘉隆の年号は、この年の五月阮世 た論文において、ヴェトナムの景興六十三年(一八〇二年、す る "nang" みられると考えられる。たとえば、泰徳十一年(一七八八年) ず気付くことは西山政権時代および阮朝初期における明香社民 五日付で明香社から兵部院に提出された四件の報官単について ともに「官」の字が付されているが、福建人は、 尊称 として す敬称であり、「娘」 **商賈の名前の一部としてみえる「官」や「舎」に該当し、どち** 六十三年(一八〇二年)の各単に見える人名は「客某、某々娘 はいずれも「某観」(たとえば陳錦観)と称している。次に景興 観柴錦)、あるいは「某々娘、柴某」(たとえば、蔡協娘柴協) の奏文では各郷職の名前は「某々観、柴某」(たとえば、陳錦 簿たる民簿か、あるいはそれに関連する単のごとき書類にのみ (たとえば客永楊永娘) という形式をとっている。 これらの称 「観」の字を用いることもある。陳荊和教授は、最近発表され または"lang"の訳音であって、婦女の「娘」を意 「観」は『華夷変態』その他の日本近世史料に中国 は福建語あるいは潮州語で「人」を意味す

> マジア経済、第十一巻第五号、一九七○年、九二頁)。 "さん"または先生に当たる)を表わす。また「客」と「柴」は 「客」と「娘」は中国人たることを表わし、「観」と「柴」は 「客」と「娘」は中国人たることを表わす。また「客」(khach) で広く華人または華商を指す語である。要するに 「楽」は 一次」は 一次」のではない。さらに「柴」は越南語の"thay"(敬称の

- (4) 年代記A、一頁。
- (5) 同前、一頁。
- (6) 同前、一四頁。
- (7) 宋卡誌、七頁。
- (8) 年代記A、九頁。
- (9) 同前、一五頁。
- (11) 同前、三〇頁。(10) 宋卡誌、一〇頁。
- (12) 同前、二七頁。
- (13) 同前、二八頁。
- (4) 年代記A、一四頁。
- (15) 宋卡誌、九頁。
- (17) 同前、二九頁。(16) 同前、八○頁。
- (18) 同前、一五—一六頁。
- 生も、ともにティエンセーンと記されているから注意を要す(19) 年代記Aでは、呉譲の第四子文成すなわち天成も、この志

- 年代記A、二七頁。
- 同前、二八頁。
- 宋卡誌、七七一七八頁。
- 年代記A、二八頁。
- 24年代記B、三七一四二頁。
- 29 25 一同前、一〇九頁。 宋卡誌、二七頁。
- 系表」参照。 同前、一三七頁、ならびに同書掲載の「宋卡陳光培祖孫世
- 二一二―二一三頁。竜安寺については、また、陳荊和、会安明 陳荊和、河仙鄭氏世系考、華岡学報第五期、一九六八年、
- 香社に関する諸問題について、八五頁参照。
- このチュムと文爽の元配のチュムとは、声調が異なる。
- 同前、四三—四八頁。

年代記B、四二—四三頁。

- 年代記A、三一頁。
- 男子があった。それらの暹名を、メーンの墓碑(第十七号)と 神主(第六号)にみえる漢字名と比較すると、次のようになる 前述のように、「年代記B」によると、メーンには八人の

のではないかと思う。括弧内は福建音である。 宣列 (Soan Liet)

次 プレーム 宣氷 (Soan Pieng)

タイ国ソンクラーの呉氏の墓碑と神主について

(Soan Yet)

宣賔 (Soan Pin)

第五子 宣越 (Soan Uat)

(Soan Sai)

宣網 (Soan Toan)

宣産 (Soan San)

んだことを示すのであろう。 否か疑問であり、このような事実は、むしろ、呉氏の同化が進 のでないことがわかり、一見奇異に感じられるが、しかし、こ と、その配列が必ずしも長幼に従った一定の順序にもとずくも の代(五世)になると、彼等が自分の漢字名を意識していたか メーンの墓碑と神主に刻されているメーンの子の漢字名をみる

- 34年代記A、三〇頁。
- 35 年代記B、三六頁の註、および四三頁
- cond printing 1962, p. 150. An Analytical History", Cornell University Press, Se-G. William Skinner, "Chinese Society in Thailand: